

事 務 連 絡

令和3年3月19日

各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 様
北海道開発局 事業振興部 機械課 電気通信官 様
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 様

大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

既設機器と新設機器を並行運用する際の仮移設歩掛等の取扱いについて

標記について、下記のとおり取り扱われたい。

記

1. 運用内容

既設機器（撤去対象）を仮移設（※）し、新設機器の設置及び調整を完了するまでの間、一時的に並行運用する場合の積算については、以下のとおりとする。

※仮移設とは近距離に移設する場合をいう。

①設置歩掛

- ・既設機器（撤去対象）に係る歩掛

仮移設時：既設機器の固定解除、仮移設先へ移動、機器の仮固定作業を対象に、「撤去（再使用）」の場合の歩掛を計上

撤去時：撤去機器が再利用予定の場合は「撤去（再使用）」の歩掛、撤去機器を再使用しない場合は「撤去（不使用）」の場合の歩掛を計上

- ・新設機器に係る歩掛

新設時：新設機器の設置を対象に「新設」の場合の歩掛を計上

②調整歩掛

- ・既設機器（撤去対象）に係る調整歩掛

仮移設時：原則、総合調整に係る調整歩掛を計上

- ・新設機器に係る調整歩掛

新設時：新設機器の設置を対象に「新設」の場合の調整歩掛を計上

③機器管理費

- ・既設機器（撤去対象）に係る機器管理費

仮移設時：機器管理費の対象としない

撤去時：機器管理費の対象としない

- ・新設機器に係る機器管理費

新設時：機器管理費の対象とする

2. 対象案件

令和3年4月1日以降に入札公告を行う案件

3. 特記仕様書記載例

仮移設を行う設備は以下のとおり。

- ・○○設備

4. 留意事項

- ・仮移設に伴い、新たにケーブル等の配線作業が生じる場合、別途計上すること。
- ・既設機器において使用していたケーブル等を仮移設時にも使用する場合は、「撤去（再使用）」に含まれるものとする。
- ・なお、本件については、土木工事標準積算基準書（電気通信編）等の運用にも記載しHPで公表するので、留意頂きたい。

担当：国土交通省大臣官房技術調査課

電気通信室電気通信基準係

深尾（80-22376）

原口（80-22377）

【計算例】

ダム・堰放流設備制御装置設置工（情報伝送処理装置）の場合

条件①：歩掛

据付（人/架）	技術者	技術員
情報伝送処理装置	1.0	2.0

単体調整（人/台）	技術者	技術員
情報伝送処理装置	1.0	—

総合調整（人/式）	技術者	技術員
通信機能確認調整	2.0	—

条件②：既設機器は再使用しない

○計上される歩掛

	技術者	技術員
既設機器		
仮移設時		
撤去（再使用）	1.0	2.0
総合調整	2.0	—
撤去時		
撤去（不使用）	0.5	1.0
新設機器		
据付時		
据付	1.0	2.0
単体調整	1.0	—
総合調整	2.0	—
合計	7.5	5.0